

監査公表第 650 号

財政援助団体等監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長及び京都市教育委員会から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 22 年 12 月 28 日

京都市監査委員 富 喜久夫
同 安 井 勉
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

1 平成 21 年度財政援助団体等監査（平成 22 年 5 月 10 日監査公表第 638 号）

（総合企画局－1）

| 指 摘 事 項 |
|--|
| 1 京都学生祭典実行委員会 (2) 財政援助団体監査 a 所管課関係 京都学生祭典への補助金は継続的に交付しているが、補助金交付要綱を定めることなく交付しており、補助対象範囲や行うべき事務手続についての考え方が明確となっていなかった。 補助金交付要綱を整備し、対象事業の範囲、交付申請の手続、補助事業完了時に提出を求める書類など補助金の内容及び事務処理方法を明確にするよう、具体的に取り組みたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 京都市補助金等の交付等に関する条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）に伴い、従来、個別決裁で決定していた京都学生祭典への補助金の交付について、対象事業の範囲、交付申請の手続、補助事業完了時に提出を求める書類など補助金の内容及び事務処理方法を明確にした「京都市京都学生祭典補助金交付要綱」（平成 22 年 4 月 1 日制定）を策定した。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| <p>2 財団法人京都市埋蔵文化財研究所</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 埋蔵文化財研究所では、発掘調査事業に係る電気工事や残土埋め戻し工事等の多くの工事請負契約を業者と締結している。契約の方法については、本市の例によるものとしているが、「不相当と認められるものについては、その都度理事長が定める」と財団法人京都市埋蔵文化財研究所会計規則に規定されている。</p> <p>工事請負契約を随意契約としているものについて、随意契約である理由が明らかにされず、業者選定理由についても記載されていないものがあつた。また、本市の例によらないという理事長の決定もされていなかった。</p> <p>工事請負契約については、原則、本市の例によることとし、経費節減のためにもより競争性のある契約を行うこととするよう、埋蔵文化財研究所に対して指導し、改められたい。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| <p>工事請負契約については、原則、本市の例によることとし、経費節減のためにもより競争性のある契約を行うこととするよう、埋蔵文化財研究所に対して指導した。</p> <p>同財団では、発掘調査事業に係る調査・整理補助、遺物実測、残土埋め戻し工事等は、専門性が高く、相応の経験が必要なことから、登録業者制度（公募：2年ごとに更新）の下、単価契約制（登録業者から見積書を提出させ、最も低い額を当該年度の単価とする。）を採用している。</p> <p>また、特殊な養生が伴う残土埋め戻し工事等、単価契約に馴染まないものについては随意契約としているが、今年度から、最低3社から見積書を提出させ、財団会計規則及び処務規則に基づく決裁行為が行われるなどの改善が図られたところであり、所管課においてもその内容を確認した。</p> |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| 2 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 (2) 出資団体監査 a 団体関係 (b) 埋蔵文化財研究所では、財団法人京都市埋蔵文化財研究所会計規則に基づき備品を管理している。備品台帳に登載されているパソコンのうち、現物を確認できないものがあつた。 パソコンの管理については、財産の保全及び情報セキュリティ対策の面からも適正に管理事務を行うよう、埋蔵文化財研究所に対して指導し、改められたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| パソコンの管理については、財産の保全及び情報セキュリティ対策の面からも適正に管理事務を行うよう、埋蔵文化財研究所に対して指導した。 同財団では、当該監査において、備品台帳に記載され、現物の確認できないパソコンが1台あることが判明したことから直ちに先事務所も含めた台帳とパソコンの総点検を行ったところ、当該パソコンは廃棄されているにもかかわらず、台帳の抹消漏れであることが明らかになった。 上記の事態を受け、同財団では本年3月に「財団情報セキュリティポリシー」を策定し、情報セキュリティ対策を組織的に進めているところであり、今後は台帳とパソコンの照合を定期的に行うことはもとより、職員会議の場を通して、職員のセキュリティポリシー遵守義務についても徹底を図っていくとの報告を受けた。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| 2 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 (2) 出資団体監査 b 所管課関係 出土遺物整理業務の実績状況について、委託契約書では四半期ごとに業務の遂行状況報告書を提出させるとしていたが、年度末を除き、報告書を提出させていなかった。業務の履行確認は、契約書に沿って適切に行われたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 契約書に沿い、定められた時期に報告書を提出させ、業務の履行確認を確実にを行うようにし、履行確認の重要性を関係職員に徹底した。 |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| <p>3 京都文化祭典市民ふれあいステージ企画運営委員会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 京都文化祭典市民ふれあいステージ企画運営委員会（以下「市民ふれあいステージ企画運営委員会」という。）では、参加団体の募集、参加者説明会の開催、リーフレットの作成と配布場所への配送など、市民ふれあいステージ開催に先立つ準備業務を平成20年6月から企画運営業者に実施させていたが、これらを運営、進行、設営、演出等の業務とまとめ1件の委託契約とし、平成20年10月6日に締結していた。</p> <p>契約締結が遅れた理由は、開催場所の変更による事務の錯そうなどであるが、契約締結日以前の経費支出を委託対象とすることは認められないため、適正な契約事務を行うよう、同委員会に対して指導し、改められたい。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| <p>上記の指摘を受け、平成22年度については、参加者募集のチラシ作成等に係る準備業務を本体契約と分け、事前に契約を締結するとともに、本体業務の契約についても遅滞なく事務を進め、早期に締結するよう指導し、改めた。</p> |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| <p>3 京都文化祭典市民ふれあいステージ企画運営委員会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 市民ふれあいステージ企画運営委員会では、タクシーチケットを購入し、本市に準じてその取扱いを行っている。京都市タクシーチケット等取扱要領では、タクシーチケットの使用者は、使用のつど所属長に対し、タクシーチケット使用報告書により使用状況を報告し、確認を受けるものとしてされているが、用務内容の記載において、タクシー利用が認められることが不明確な場合であっても、本市課長級職員が充てられている事務局次長が確認していたものが数多く見受けられた。また、タクシーチケット簿冊受払簿及びタクシーチケット交付整理簿においても、必要事項の記入漏れや押印漏れが見受けられた。</p> <p>タクシーチケットの取扱いについては、文化市民局を対象として平成19年度に実施した定期監査において措置を求めたところ、各所属長に対し適正な取扱いについて改めて周知徹底するよう要請したとの措置の通知を受けている。</p> <p>同局に所属する職員が職務として事務を行っていることから、本市に準じて適切に行われるべき財政援助団体の事務において、上記の措置の後もなお同様の問題点があったことを重く受け止め、タクシーチケットの適正な取扱いについて、具体的に取り組むよう、同委員会及び事務局に対して適切に指導し、改められたい。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| <p>タクシーチケットの使用に当たっては、京都市タクシーチケット等取扱要領に準じることとされているため、事務局に対して、公費によりタクシーを利用できる場合の基準を明示した通知文及び公費によるタクシー乗車に関する要綱及び京都市タクシーチケット等取扱要領（平成21年4月1日改正）を配布し、当要綱及び要領の内容を再確認することで、使用基準に沿った厳格な使用を行うよう周知徹底した。</p> <p>また、簿冊等への記入漏れ、押印漏れがないよう、事務局長による定期的な点検を行うこととした。</p> |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| 6 京都市中央市場衛生自治会 (2) 財政援助団体監査 a 所管課関係 京都市中央市場衛生自治会補助金の事業実績報告において、補助対象の支出を特定できない収支決算書が提出されていたが、内容の精査を行うことなく、また、供覧も行っていなかった。 補助金事業の実績報告書を精査し、供覧されたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 京都市中央市場衛生自治会の事業実績報告書（平成21年度分）について精査し、精査し終えた当該報告書について、監査結果報告書と併せて京都市中央卸売市場第一市場長まで供覧し、関係職員に監査指摘内容等の周知を行った。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| <p>7 京都観光推進協議会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 京都観光推進協議会では、修学旅行誘致宣伝受入事業における全国学校訪問活動として、年間延べ21日に及ぶ旅程中1日当たり数箇所の学校、教育委員会等を訪問しており、近接する訪問先への移動にはほとんどタクシーを使用していた。この場合のタクシーの使用については、本市旅費条例等にも準拠する形で旅費を精算していたが、使用不使用の判断は、すべて出張者にゆだねられていた。</p> <p>本事業は、遠隔地で機動的に移動する必要のある業務であるが、タクシー使用の適否について判断基準が明瞭でないまま、現場における判断のみにより多用することは適切でないため、タクシーを使用できる場合の要件をあらかじめ定め、運用するよう、同協議会に対して指導し、改められたい。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| <p>京都観光推進協議会に対し、タクシーの運用基準を定め、その基準に則して運用するよう指導を行った。同協議会では、平成22年4月1日付けで、タクシー運用基準を定め、その中でタクシーを使用できる基準を規定し、運用を行っている。</p> |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| <p>7 京都観光推進協議会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>本市は、京都観光推進協議会に分担金として3件の財政援助を行っているが、そのいずれも名目を分担金とする根拠が明瞭でなかった。とりわけ京都・修学旅行アドバイザー事業分担金及び修学旅行誘致促進事業（京都修学旅行パス（仮称）の新設）に係る分担金については、特定の事業に対する支出であり、予算上本市のみが拠出者であることから、事実上の補助金であり、事業実績の確認を行うための報告書等の提出を求めるべきであった。</p> <p>これらの分担金が充てられた事業は、いずれも収支が均衡するものとして予算編成されていたが、決算実績では京都・修学旅行アドバイザー事業で253万円の余剰が発生し、団体全体としても416万円を翌年度に繰り越していた。</p> <p>財政援助を行うに当たっては、交付先に的確な予算編成を求め、交付決定において審査を厳密に行うとともに、余剰が発生した場合には精算戻入を求めるなど、適正な財務事務を行うようにされたい。また、名称に関わらず、その用途や効果、本市の役割などから判断して、交付要綱を定め事業実績報告書の提出を求めるなど、実効性と透明性が確保できる措置を採られたい。</p> |

講 じ た 措 置

京都観光推進協議会（以下「協議会」という。）は、京都市、社団法人京都市観光協会のほか、観光関連団体等 11 の会員団体及び 6 つの協賛会員によって構成され、設立以来、一般観光客及び修学旅行生の誘致並びに受入体制の整備等に観光業界一体となって取り組んでいる。

事業実施にあたっては、各会員の分担金及び協賛会員の協賛金を財源として、支出予算を編成しており、京都市においても、一構成団体として分担金を支出してきた。

このように京都市は、観光関連団体とともに事業に取り組む協議会の一構成団体であり、今後についても補助申請に基づく事業補助として財政負担するのではなく、構成団体の一つとして、分担金を財政支出し、観光業界一体となって取組を推進していく。

今回指摘のあった京都・修学旅行アドバイザー事業の平成 22 年度予算においては、京都市からの分担金だけではなく、協議会会員の分担金と合わせて実施するように改めた。

なお、修学旅行誘致促進事業については、平成 20 年度で事業を終了している。

また、事業を進めるうえで、適正な管理・執行を指導するとともに、執行状況を把握し、その実績報告については協議会の総会での報告をもって確認することとした。さらに、今後、審査を厳格に行ったうえで、個別事業に対する分担金に余剰金が生じた場合などは、精算戻入を行うよう指導した。

| 指 摘 事 項 |
|--|
| 8 財団法人京都ユース・ホステル協会 (2) 公の施設の指定管理者監査 a 所管課関係 本市はユース・ホステル協会に宇多野ユースホステルの指定管理を行わせるに当たり、管理に関する協定書を締結して、物品を貸与しているが、協定書の別表の貸与物品一覧に本市所有備品が記入されていないものがあつた。 貸与している備品について、指定管理に係る協定書を改めるなど適正に備品管理を行うよう、具体的に取り組まれない。 |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| 協定書の貸与物品一覧には、リニューアルオープン後に購入した備品が記載されていなかったため、貸与物品一覧を更新し、本市と指定管理者で保有するとともに、適切な管理を行うように改めた。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| 10 社団法人京都市児童館学童連盟 (2) 財政援助団体監査 a 団体関係 障害のある児童のサマーステイ事業補助金は、同補助金交付要綱に基づき交付されており、児童館学童連盟及び実施児童館における事業実施に要する経費に充てられている。 実施児童館で要した事務費の支出の根拠となる書類の一部が、児童館学童連盟に提出されていなかった。 については、補助金の妥当性が検証できるよう、支出の根拠となる書類を実施児童館から受領し、適正に保管するよう児童館学童連盟に対して指導し、改められたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 事業実施児童館で要した事務費については、支出内容が適切かどうか確認するため、実施児童館から支出報告書の提出を徹底し、履行確認を確実に実施し補助金を適切に執行するよう、児童館学童連盟に対して指導を行うとともに、児童館学童連盟主催の平成 22 年 7 月 16 日に開催された事業実施児童館への事務説明会に当課職員も同席し、支出報告書の提出の徹底について確認を行った。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| 10 社団法人京都市児童館学童連盟 (2) 財政援助団体監査 b 所管課関係 児童館学童連盟事務局経費に係る補助金について、交付の目的、補助対象範囲、補助金等の額の算定方法、実績報告の書式等が、補助金交付要綱として定められていなかった。 補助金交付要綱を整備し、補助金の適切な執行及び履行確認を行われたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 児童館学童連盟事務局経費に係る補助金については、平成22年4月1日付けで「公益社団法人京都市児童館学童連盟補助金交付要綱」を制定し、交付の目的、補助対象範囲、補助金等の額の算定方法、実績報告の書式等を定めた。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| <p>11 社会福祉法人伏見にちりん福祉会</p> <p>(3) 随時監査（委託料）</p> <p>地域包括支援センター運営事業の実施について、京都市地域包括支援センター運営事業実施要綱に基づき、社会福祉法人伏見にちりん福祉会と市長との間で、委託契約を締結し、事業を実施している。</p> <p>同要綱によると、年度終了後に事業報告書及び収支決算書の提出を委託先に対して求めることとしているが、事業報告書については、提出を求めている。また、収支決算書については、運営事業委託料収入の金額の記載が誤っていたものを受領していた。</p> <p>事業報告書は、本市が実施した事業が適切に履行されたことを確認する重要な書類であるため、確実に提出を求め、履行確認されたい。また、収支決算書は、誤りがないかを確認し、正確な収支決算書を受領するよう、改められたい。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| <p>地域包括支援センター事業報告書については、平成22年7月、委託法人に対して提出を求め、提出された報告書によって、事業が適切に履行されていることを確認した。</p> <p>また、収支決算書については、運営事業委託料収入の金額を修正したものを収受した。</p> |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| 12 京都シティ開発株式会社 (2) 出資団体監査 a 所管課関係 本市は京都市山科駅自転車等駐車場の駐車料金の徴収事務等をシティ開発に委託しているが、この業務の細目を定めた仕様書を作成していなかった。 このような事務処理は、委託業務の具体的な内容が不明確となり、不適切な履行につながるおそれがあるため、業務委託を行う場合には、仕様書を作成し、適切に業務の細目を定められたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 平成 22 年度委託契約においては、管理業務仕様書を作成し、委託業務の内容を明確にした。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| 12 京都シティ開発株式会社 (3) 公の施設の指定管理者監査 a 団体関係 山科駅前駐車場の管理に関する協定書では、市が必要と認めるもの以外の業務を第三者に委託することは認められていないが、事前に市の承諾を得ずに、山科駅前駐車場の管理業務の一部を別の業者に再委託していた。 再委託に当たっては、事前に承諾を得て行うよう、シティ開発に対して指導し、改められたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| 事前に本市の承諾を得て行うようシティ開発に対して指導し、平成 22 年度においては、シティ開発の申請に対し、本市が事前に承諾を行った。 |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| 12 京都シティ開発株式会社 (3) 公の施設の指定管理者監査 b 所管課関係 (a) 京都市物品会計規則では、各課等において、分任物品出納員は備品台帳を備え、課等における備品の現況を記録しなければならないとされている。 ラクト健康・文化館において、シティ開発に貸与している本市所有備品のすべてが本市の備品台帳に記録されておらず、同社に対しても管理上の具体的な指示がされていなかった。 貸与している備品を備品台帳に記録するとともに、文書により備品の貸与に関する事項を取り決め、備品の管理を適正に行われたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| ラクト健康・文化館において、シティ開発に貸与している本市所有備品について、平成22年11月に備品台帳に記録するとともに、文書により備品の貸与に関する事項を取り決めた。 |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| 12 京都シティ開発株式会社 (3) 公の施設の指定管理者監査 b 所管課関係 (b) ラクト健康・文化館のプールの屋根に係る修繕について、シティ開発の経費負担で行われていたものが一部あった。ラクト健康・文化館の管理に関する協定書では、施設本体に係る修繕は市の負担とされていることから、今後はこれに従った適切な経費負担区分で修繕を行われたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 「ラクト健康・文化館の管理に関する協定書」では、施設本体に係る修繕は市の負担とされているため、平成 21 年度の委託からは、協定書のとおり、適切な経費負担区分で修繕を実施している。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| 13 パーク二四株式会社 (2) 公の施設の指定管理者監査 a 団体関係 京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例によると事業報告書の提出は、毎年度終了後60日以内にしなければならないとされているが、期限内に提出していなかった。 同条例に従い、期限内に提出するよう、パーク二四に対して指導し、改められたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に定められた期限内（毎年度終了後 60 日以内）に提出していなかったため、パーク二四株式会社に対し、今後、必ず期限内に提出するよう指導し、平成 21 年度の事業報告書については、4月に提出されたところである。 |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| 13 パーク二四株式会社 (2) 公の施設の指定管理者監査 b 所管課関係 (a) 京都市路外駐車場指定管理者募集要項において、包括的な業務の再委託については認められないと規定されている。管理・集金，その他運営に付随する業務を関連会社に履行させる計画書をパーク二四から受理していたが，公の施設の指定管理者として選定し，契約をしていた。 指定管理者の選定に当たっては，業務の再委託の内容を明確にし，適切に業者選定を行われたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| 平成 22 年度で指定管理期間が終了する駐車場等の指定管理者募集から，募集要項において，グループ企業同士の間で営業と役務提供を分業している場合等については包括的な業務の再委託の例外とする旨明記した。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| 13 パーク二四株式会社 (2) 公の施設の指定管理者監査 b 所管課関係 (b) 京都市物品会計規則では、各課等において、分任物品出納員は備品台帳を備え、課等における備品の現況を記録しなければならないとされているが、円山駐車場においてパーク二四に貸与している本市所有備品のすべてが、本市の備品台帳に記録されていなかった。 貸与している備品を備品台帳に記録し、備品の管理を適正に行われたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 円山駐車場においてパーク二四に貸与している本市所有備品については、平成 22 年 5 月に、本市の備品台帳への記録を行った。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| 13 パーク二四株式会社 (2) 公の施設の指定管理者監査 b 所管課関係 (c) 月ぎめ契約の駐車料金の収納に際して、京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則に定めがないのに、金銭登録機による収納事務を行わせていた。 規則の改正を行うなど、適正な事務処理となるよう取り組まれたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 京都市金銭登録機の使用に伴う歳入金等徴収事務規則の改正を検討するため、会計室と協議を行ったところ、指定管理者については、同規則の適用を受けないため、規則を改正する必要はないとの見解を得た。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| 15 財団法人京都市上下水道サービス協会 (2) 出資団体監査 a 所管課関係 前払金をすることができる経費については、地方公営企業法施行令及び京都市上下水道局会計規程により、前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費等、限られた場合に行うことができる」とされているが、委託料を前金払により支払っている委託業務において、前金払をする根拠規定及び理由が決定書に記載されていなかった。 前金払をする根拠規定及び理由を明確にし、その理由がない場合には、通常払いにするようにされたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| 前金払を要件とする委託業務について点検・精査した結果、平成 22 年度契約から前金払の根拠規程及び理由を決定書に明記するよう改善した。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| 17 京都府私立中学高等学校連合会 (3) 随時監査（委託料） a 京都府私立中学高等学校連合会(以下「連合会」という。)の収支決算書に本市からの委託料収入が記載されておらず、また、支出の一部が記載されていなかった。 ついては、委託料に係る収支を収支計算書に漏れなく明確に記載するよう、連合会に対して指導し、改められたい。 b 連合会と締結している随意契約において、予定価格を定めておらず、仕様書も作成されていなかった。また、委託契約書についても、監督及び検査の方法や再委託の禁止事項等の必要事項が記載されていなかった。 京都市契約事務規則、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン等によると、特定の者と随意契約により契約を締結しようとするときは、予定価格を定めるものとされており、契約書を作成する場合には、契約の目的、契約金額、契約保証金に関する事項等を記載するものとされている。 ついては、京都市契約事務規則等に従い、適正に事務を行われたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| 京都府私立中学高等学校連合会に対し指導を行った結果、同会から委託料に係る収支を収支計算書に漏れなく明確に記載するよう徹底したとの報告を受け、平成22年6月にその内容を確認した。なお、平成22年度から当該委託事業は廃止した。 |

2 平成 20 年度財政援助団体等監査（平成 21 年 5 月 14 日監査公表第 610 号）

（環境政策局－1）

| 指 摘 事 項 |
|--|
| 1 京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会 (2) 財政援助団体監査 b 所管課関係 市有物品をプール管理運営協会に使用させているが、貸与契約等の手続きがされていなかった。同協会に市有物品を使用させるに当たっては、貸付契約を締結するなど、適正に手続きを行われたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 平成 22 年 4 月 1 日にプール管理運営協会と物品使用貸借契約を締結し、今後、適正に手続を行うこととした。 |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| 5 財団法人京都高度技術研究所 (3) 財政援助団体監査 a 所管課関係 高度技術研究所の平成19年度事業に対する補助金として2,685万円を支出しているが、この補助金の交付申請書に添付されていた予算書は、団体の当該年度の収支予算書であり、補助の対象とする項目が明確でなかったことから、事業完了後に適正に補助金が執行されたか判断することができなかった。 具体的な用途や積算の根拠を明確にした補助金交付申請書等の提出を求めるよう、取り組まれない。 |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| 財団法人京都高度技術研究所に具体的な用途や積算の根拠を明確にした補助金交付申請書等を提出するよう指導し、平成22年度から当該申請書等の提出を受けることとした。 |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| <p>8 社会福祉法人京都社会福祉協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>社会福祉協会は、京都市外郭団体改革計画等に基づき本市が主体的に指導調整を行うべき外郭団体である。外郭団体については、出納その他の事務を適正かつ経済的・効率的に執行するべきであるが、次のような事例があった。</p> <p>(a) 工事請負契約について、理事長の承認を得て前金払を行う場合は、保証人を設定し、契約の相手方に前金払の保証があることを確認しなければならないが、確認することなく前金払をしていた。</p> <p>前金払に際しては、前金払の保証の確認を確実に行うよう社会福祉協会に対して適切に指導し、改められたい。また、工事請負業者決定等の際の保証契約の取扱いについても、本市に準じた方法にする等、同協会に対して適切に指導し、改善を図られたい。</p> <p>(b) 工事請負契約については、契約の適正な履行を確保する必要があるが、工事完了届の確認をしていなかった。</p> <p>適正な契約事務を行うよう、同協会に対して適切に指導し、改められたい。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| <p>指摘後社会福祉法人京都社会福祉協会に対して口頭による指導を実施した結果、</p> <p>(a) 工事請負契約における前金払については、平成 21 年 10 月 1 日付で「工事請負業者決定等取扱要綱」を改定し、保証事業会社の保証を受けることとなった。また、本工事請負業者決定等の保証契約の取扱いについても、本市に準じた方法に改められた。</p> <p>(b) 工事完了届の確認については、施設長に対して「工事請負業者決定等取扱要綱」等の内部規程の順守について、平成 21 年 6 月 2 日開催の定期園長会において指導済みである。</p> |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| <p>12 ミディ総合管理株式会社</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>京都市物品会計規則では、各課等において、分任物品出納員は備品台帳を備え、課等における備品の現況を記録しなければならないとしている。</p> <p>上鳥羽口駅駐車場においてミディ総合管理に貸与している本市所有備品のすべてが、本市の備品台帳に記録されておらず、同社に対しても管理上の具体的な指示がされていなかった。</p> <p>同社に貸与している備品について早急に備品台帳に記録するとともに、指定管理に係る協定書を改めるなどして、備品の管理を適正に行われたい。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| <p>平成 21 年 6 月、上鳥羽口自転車等駐車場において、ミディ総合管理の現地担当責任者立会いのもと、本市備品及びミディ総合管理備品について確認を行った。</p> <p>本市備品については、備品台帳に記録するとともに、ミディ総合管理に対しても、物品に関する台帳を整備するよう口頭にて指導を行った。</p> <p>整備状況については、平成 22 年 5 月に適正に整備されていることを確認した。</p> |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| <p>13 財団法人京都市都市緑化協会</p> <p>(3) 財政援助団体監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>都市緑化協会に対して、都市緑化の普及啓発、緑化の促進に関する情報収集・研究等及び同協会の運営に対する補助金として6,344万円を支出しているが、この補助金の交付申請書に添付されていた収支予算書は、管理費及び自主事業費に区分したきわめて概括的なものであり、補助の対象とする項目が明確でなかったことから、事業完了後に適正に補助金が執行されたか判断することができなかった。</p> <p>具体的な用途や積算の根拠を明確にした補助金交付申請書等の提出を求めるよう、取り組まれない。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| <p>平成22年度申請分から、補助金交付申請書の添付資料として、従来の収支計算書に加え、本市補助金を充当して実施する予定の事業を示す資料を添付させるよう改めた。</p> |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| <p>13 財団法人京都市都市緑化協会</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>都市緑化協会は、「京都市梅小路公園の管理に関する協定書」に基づき、施設における写真撮影等の行為の許可に係る使用料の徴収事務を受託しており、その事務処理は京都市会計規則に定めるところにより処理することと定められているが、領収した使用料を速やかに収納機関に払い込んでいないものがあった。</p> <p>適正な収入事務を行うため、京都市会計規則を遵守し、収納金を領収したときは、速やかに収納機関に払い込むよう、同協会に対して適切に指導し、改められたい。</p> |

| 講 じ た 措 置 |
|---|
| <p>平成 21 年 5 月、財団法人京都市都市緑化協会に対し、京都市会計規則を遵守し、収納金を領収したときは、速やかに収納機関に払い込むよう指導した。</p> <p>改善状況については、平成 22 年 4 月に領収した翌営業日には払い込みが行われていることを確認した。</p> |